

吹田市消費生活センター条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
○吹田市消費生活センター条例 昭和55年 6 月 4 日条例第26号 (名称及び位置) 第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) -----略----- (2) 位置 吹田市朝日町 3 番 <u>203号</u>	○吹田市消費生活センター条例 昭和55年 6 月 4 日条例第26号 (名称及び位置) 第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) -----略----- (2) 位置 吹田市朝日町 3 番 <u>505号</u>